

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 1）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。

- 1 名称は、富合町とする。
- 2 設置期間は、合併の日から 5 年間とする。

平成 19 年 7 月 3 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (地域自治組織等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
8		地域自治組織等の取扱い				
	1	地域自治組織等の取扱い	総務部会	第5回		

協議第8号 地域自治組織等の取扱い

地域審議会、地域自治区（地方自治法による一般制度、合併新法による特例制度）、合併特例区の制度を活用するかどうかは、旧市町における住民の不安感の解消や新市行政への住民参加の促進等の観点を踏まえ、これらの制度を活用するか、また活用するとすれば、そのいずれを適応するか協議を行います。

【地域自治組織等の比較】

項目 \ 名称	地域審議会	地域自治区 (地方自治法)	地域自治区 (合併特例法)	合併特例区
法人格の有無	—	無し	無し	有り
設置期間	一定期間 (合併協議で定める)	制限なし	一定期間 (合併協議で定める)	5年以内
設置区域	市域の一部でも可	全市域	市域の一部でも可	市域の一部でも可
区域の単位	旧市町村単位	制限なし (小・中学校区でも可)	旧市町村単位	旧市町村単位
区長(特別職)	—	無し	任意設置	必置
予算編成権	無し	無し	無し	有り
人事権	無し	無し	無し	有り
地域協議会等の構成 員への報酬	有り	支給しないことと することができる	支給しないことと することができる	支給しないことと することができる
地域自治組織名称の 住居表示での使用	無し	無し	有り	有り

【地域自治組織等の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、 <u>規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	条例により設置。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	合併後の一定期間（上限5年） ／協議による規約による
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／ 区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） ・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内 （協議による）	・ <u>区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内 （協議による規約で定める）
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから市町村長の同意を得て区長が命じる。 合併特例区職員は市町村職員と併任。
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	規約で定められた合併特例区の手務を処理。

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連動して設置)
審議機関の役割 や権限	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 ①合併市町村の長の諮問に応じ審議し、又は ②必要と認める事項につき長に意見を述べる。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、 <u>条例</u> で定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、合併関係市町村の <u>協議</u> により定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①合併特例区協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規約</u> で定める合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ※合併特例区の <u>予算や規約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同意が必要</u> 。
審議機関の委員 の選任方法等	合併関係市町村の <u>協議</u> による。 ※報酬は支給しなければならない。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>条例</u> で定める) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>協議</u> による) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者で <u>合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法</u> により市町村長が選任。 ※任期は <u>2年以内</u> (<u>規約</u> による) ※報酬は支給しないことができる。
住居表示	—	地域自治区(旧市町名)の名称を表示しない。	地域自治区(旧市町名)の名称を表示する。	合併特例区(旧市町名)の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	あり (市町村により <u>措置された財源を基に独自の予算を編成</u> 。ただし、 <u>合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要</u>) ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。